

埼玉県報

第 2 5 0 3 号 平成25年6月25日 火 曜 日

目 次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(南部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(川越比企地域振興センター)
- 産業廃棄物処理施設設置許可申請書の縦覧(産業廃棄物指導課)
- 芳沼用水土地改良区の役員就退任届(大里農林振興センター)
- 〇 明戸南部土地改良区の役員退任届(大里農林振興センター)
- 保安林の指定の解除予定(森づくり課)
- 備前渠用水路土地改良区の合併認可(農村整備課)
- 都市計画事業の認可(都市計画課)
- 公募による抽選の方法による保留地処分の公告(八潮新都市建設事務所)
- 開発工事に関する工事の完了公告(熊谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 循環器・呼吸器病センターの3T MRI装置の調達に関する入札公告(経営管理課)
- がんセンター新病院の生理検査・検査総合受付システムの調達に関する入札公告(経営管理課)

雑報

- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示(病害虫防除所)
- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示(病害虫防除所)

埼玉県告示第八百七十一号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出され 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 たので、 特定 同

並 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 http://www.saitamaken-npo.net/) び なお、 にイ 当該申請に係る定款、 ンター ネッ ۲ を利用する方法(役員名簿、 $\overline{}$ により縦覧に供する。 設立趣旨書並びに設立当初 埼玉県NP 申請書を受理 0 にお 情 した日から二月間、 報 11 ステー て備え置く方法 の事業年度及 ション(県

平成二十五年六月二十五日

埼玉県知事。 上田 清、司

申請のあった年月日

平成二十五年六月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人川口グ ij ンセンタ サポ クラブ

三 代表者の氏名

田島正美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市木曽呂五百二十番地の八

五 定款に記載された目的

ば打ちや竹、 動、 11 ム紫水苑のボランティ この法人は、 観光の促進、 場としてグリー 木 川口市立グリー つる、 地域の個人・ ンセンター ア活動を目的とする。 等自然の 団体との協 ンセンター 物を使っ へおとず におい れる た物づくり :働による行事の開催、 人々の .て青少年育成事業や社会貢献活 湯茶 の活動を行うと共に老人ホ の接待や農業体験、 市民や入場者の

埼玉県告示第八百七十二号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 特定 同

://www.saitamaken-npo.net/)) 方法並びにインターネットを利用する方法 (埼玉県NPO 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理 なお、 当該申請に係る定款、役員名簿、 により縦覧に供する。 設立趣旨書並びに設立当初 情報ステー した日から二月間、 にお ション (http ١J の事業年度及 て備え置く 県

平成二十五年六月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウェル坂戸

三 代表者の氏名

中村 利彦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県坂戸市伊豆の山町十七番地五十四

五 定款に記載された目的

ことができる場を提供し、 とする。 ツ教室及びイベント等を開催することにより、 この法人は、 坂戸市を中心とした地域における全ての世代の住民に対し、 もって地域コミュニティの形成に寄与することを目的 世代間及び世代内の交流を図る スポ

埼玉県告示第八百七十三号

項の当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響に されたので、 ۲ つ いう。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号。 ての調査の結果を記載した書類を次のと)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設設置許可申請書が提出 同条第四項の規定により次のとおり告示し、 おり縦覧に供する。 当該申請書及び同条第三 以下「

に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる なお、 当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、 埼玉県知事

平成二十五年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名

株式会社シヨー モン

埼玉県さいたま市見沼区大字片柳千四十五番地の

代表取締役 松澤 博三

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

埼玉県久喜市河原井町二十六番の一部及び二十七番

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の 処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七

条第三号、 第五号、 第八号及び第十三号の二に規定する焼却施設 (キルンストー

力炉一基)

四 産業廃棄物処理施設に お 11 て処理する産業廃 棄物 の 種 類

イ 産業廃棄物

汚泥、 廃油、 廃酸、 廃ア Ĵ٧ カ ń 廃プラスチック類、 紙くず、 木くず、 繊維

くず、動植物性残さ、動物系固形不要物及びゴムくず

口 特別管理産業廃棄物

廃油 . (燃焼 しやすい も の に限る。 廃 酸 (腐食性の も のに 限 る。 廃 ア

ルカリ(腐食性のものに限る。)、感染性産業廃棄物

五 申請年月日

平成二十五年四月二十六日

六 縦覧場所及び時間

縦 覧 場 所	縦覧時間
埼玉県県民生活部県政情報センター	午前九時から午後五時まで
埼玉県環境部産業廃棄物指導課	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県東部環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
加須市環境安全部資源リサイクル課	午前九時から午後四時三十分まで
久喜市環境経済部環境課	午前九時から午後四時三十分まで
蓮田市環境経済部みどり環境課	午前九時から午後四時三十分まで
白岡市市民生活部環境課	午前九時から午後四時三十分まで

七 縦覧期間

民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除 平成二十五年六月二十五日から同年七月二十五日まで(日曜日、土曜日及び国

<u>\</u>

- 八 意見書の記載事項
- 1 表者の氏名 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その代
- ロ 意見書を提出する理由
- ハ 生活環境の保全上の見地からの意見
- 九 意見書の提出期間

平成二十五年六月二十五日から同年八月八日まで

十 意見書の提出方法

持参又は郵送 (平成二十五年八月八日消印有効)

十一 意見書の提出先

埼玉県東部環境管理事務所(郵便番号三四五 OO 三 五 埼玉県杉戸町清地五

丁目四番十号)

埼玉県告示第八百七十四号

芳沼用水土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所につ いて、次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成二十五年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

就任

職名 氏 泰 名 住 所

理事 村 典 埼玉県深谷市本田千九百四十五番地

同 同 中 島 同 同 二千二十三番地

持 田 良 同 同 同 三千七百四番地

同

同

同

八百八十九番地

同

同 直 同 同 同 三千九百七十七番地二

延 也 同 同 同 四千六十六番地

同

直

嘉 保 夫 同 同 同 同 同 同 四百番地 八百三十二番地

透 同 同 同 四千三百七十番地

博 悦 夫 同 同 同 三百八十番地

之 同 同 同 六千百八十九番地

同 同 同 五百四十八番地

同 同 同 二千四百七十番地

退任

同

真

正

同

同

同

二千二百七十二番地

同

中

村

昌

夫

監事

収

夫

実

同

同

同

四千九百十七番地十五

同

同

吉

田

同

西

同

同

冨

同

職 名

氏

住

所

理事 小 嶋 正 義 埼玉県深谷市本田九百八十四番地八

松 本 和 夫 同 同 同 二千五百六十六番地

中 島 實 同 同 同 二千二十三番地

高 中 荷 武 雄 同 同 同 二千二百九十八番地

泰 同 同 同 千九百四十五番地

木 秀 栄 夫 同 同 同 同 同 同 五百九十二番地 四千五十五番地

同

 \blacksquare

同

同

同

同

同

監事 同 同 同 同同同同

矢小河真点人野下 吉 喜久治

恒 良 勝 義和 友 雄 治 治 雄 雄 功

同 同 同 同 同 同 同同

同 同 同 同 同 同同

同

五千八百七十七番地

四千九百五十二番地四

同

四千百九十六番地

同

四百五十九番地

同

七百七十三番地一

同 同 四千二百六十八番地 四千九十二番地 四千九百四十五番地

埼玉県告示第八百七十五号

り届出があった。 明戸南部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとお 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成二十五年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

住 所

職 名

氏

理 事 菊 池 暉 名 埼玉県深谷市上増田二百十八番地

埼玉県告示第八百七十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律

第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台九八の二

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

埼玉県告示第八百七十七号

備前渠用水路土地改良区理事長からの申請に係る同土地改良区及び長井土地改良区 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第七十二条第二項の規定により、

の合併を平成二十五年六月十七日認可した。

平成二十五年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

合併後存続する土地改良区

1

名 称

備前渠用水路土地改良区

事務所の所在地

熊谷市

合併により解散する土地改良区

長井土地改良区

埼玉県告示第八百七十八号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、 都市計

画事業を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一施行者の名称

川越市

二 都市計画事業の種類及び名称

川越都市計画火葬場事業川越市火葬場

平成二十5年 事業施行期間

平成二十五年六月二十五日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

川越市大字小仙波字八反田の一部

ロ 使用の部分

なし

埼玉県告示第八百七十九号

保留地の処分について、 八年埼玉県告示第八百三号) 草 加都市計画事業八潮南部西 次の لح 第九条の規定に おり公告する。 一体型特定土地 区画 ょ り 整理事業保留 公募に よる 抽 地 選 処分規程 \mathcal{O} 方法 による (平成

平成二十五年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号六十八

(1) 位置

垳 四 百七十 潮 南 部 九 西 番三外) _ 体 型特定 土 地 区画整理事業七 六街区十三画 地 八 潮市大字

(2) 地積

百八十七・八七平方メートル

(3) 予定価格

二千八百三十六万八千三百七十円

口 保留地番号五十二

(1) 位置

八 潮 南 部 西 体型特定 土 地 区 画 整理事業百二十九街区 八 画 地 八 潮市大字

垳百二十三番一外)

(2) 地積

百九十三・九七平方メートル

(3) 予定価格

二千四百五万二千二百八十円

抽選に参加する者に必要な資格

次 \mathcal{O} 1 ず れ かに該当する者は、 抽 選に 参加することが できな V

イ 成年 後見 人若し くは被保佐 人 又は 破 産者 で 復権を得 な 11 者並 び に 未成年者

ロ 抽選の公正な執行を妨げた者

ハ 開始 会社 \mathcal{O} 第二十一条の 更生法 申立 て がなされ 伞 規 成 十四年 定に 7 による 1 る者又は民事再生法 法律第百五 再生手続開始 + 九 号) の 申 立て 伞 が 成 七 なされ 条 +_ \mathcal{O} 年法 規定 \mathcal{T} ٧١ 律第二百二十五 による更生手続 る者

= \mathcal{O} (1) カュ 5 (3) ま で \mathcal{O} 11 ず れ カゝ に 該当 そ \mathcal{O} 事実 が あ 0 た 後二年を経過し て

いない者

① 契約者が契約を履行することを妨げた者

- ② 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (3)契約 (1) 0) 又 は 履行に当た (2) \mathcal{O} V ず り れ 代理人、 かに 該当する事 支 配 人そ 実 \mathcal{O} が 他 あ 0 0 使用 た後二年を経過して 人として使用 た者 1 な V 者を
- ホ 都道府 県税 (都 道 府 県 民 税、 法 人都道 府 県民税、 個 人事業税又は 法人事業税)

 \mathcal{O}

納

が

?ある者

 \sim 定める方法により 草 加 都 市計画事 契約 業 八 潮 代金を支払うこと 南 部 西 _ 体 型特定 が できな 土地 区 画 11 整 理 業保

留

地

処

分規

程

で

- 七十 二十三年埼 れ 契約者が でる者 -七号) 第二条第六号に規定する暴力団員又は 暴力団員による不当な行為 玉県条例第三十九号) 第三条第二項に規定する暴力団関係者と認 \mathcal{O} 防 止等に 埼玉県暴力団排除条例 関する法律 (平成三年 法 伞 律 第 8
- 二 抽選参加申込み受付の期間及び場所
- イ 期間

土曜日 平成二十五年六月二十六 日 曜 日及 び祝 日は除 日 (水) から 0 午 前 同年七月十七 九 時 カコ ら 午 後五時まで 日 (水) まで (ただし

口場所

埼 玉 県八 潮市 大字中馬場五十二番地二 埼玉県 八 潮 新 都市 建設事務所

四 抽選の日時及び場所

イ 日時

平成二十五年七月二十一日(日)午前十時三十分

口場所

埼玉 県 八 潮 市 大字 中 馬場 五. 十二番 地 埼 玉 県 八 潮 新 都 市 建 設 事 所

五 その他

1 配 配布する。 抽選参加 要 領 及 び 抽 選参 加 申 込 書は 埼玉 県 八 潮 新 都 市 建 設 事 務 所 に お V 7

なお、 郵送を希 望する者 は 同 事 務所 に 電 話 で 請 求すること。

口 五. 兀 関し不 五 に 問 明 な点 11 合わ は せること。 埼玉 県八 潮 新 都 市 建設事 務 所 (電話 \bigcirc 兀 八 九 九 八

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年六月二十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

一許可番号

平成二十五年五月七日

指令熊建セ第一 二〇〇〇〇六二号

一 検査済証番号

平成二十五年六月二十日

熊建セ第八十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡神川町大字元原字豊原二百の二十二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区神田錦町一の二十七

大鵬薬品工業株式会社 代表取締役社長 小林 将之

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 0 開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年六月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一許可番号

平成二十五年六月十三日

指令越建セ第二四〇〇三四二号

一 検査済証番号

平成二十五年六月二十日

越建セ第一二七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字備中岐千七百三十八番三、 千七百三十九番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸千百四十四番地

細井 真司

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年六月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一許可番号

平成二十五年六月十三日

指令越建セ第二四〇〇五四一号

一 検査済証番号

平成二十五年六月二十日

越建セ第一二九―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東三百七十二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼 玉 県北葛飾郡杉戸町清地五丁目十九番五号 戸賀崎 ハ イツ一〇三

岩浅 健太郎

埼玉県病院事業告示第五十三号

一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

平成二十五年六月二十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量 3 T MRI装置 一式
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書及びその他配布資料による。
- (3) 納入期限 平成26年3月31日
- (4) 履行場所 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 熊谷市板井1696番地
- (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送(書留郵便に限る)又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な 資格等に関する公示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物 品の販売」についてA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加 停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止 措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売の許可を受けている者であること。

- 3 入札書等の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 山崎・權田 (ごんだ)

電話048-830-5985 (直通) ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料 (提案書)

の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

〒360-0105 埼玉県熊谷市板井1696番地

埼玉県立循環器・呼吸器病センター 用度担当 新藤

電話048-536-9900 ファクシミリ048-536-9920

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(4) 入札説明会

なし。

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月8日 (木)午前10時30 分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月7日(水)午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年8月8日 (木) 午前10時40分 開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成 25年7月19日(金)午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札 参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、 それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の 特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当 する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記 2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平

成25年7月19日(金)午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775 (直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者 に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: MRI(3T) System 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:30 a.m., August 8, 2013 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., August 7, 2013)
- (3) Contact Infomation:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5985

埼玉県病院事業告示第五十四号

一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

平成二十五年六月二十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量 生理検査・検査総合受付システム 一式

(2) 調達案件の仕様等 仕様書及びその他配布資料による。

(3) 納入期限 平成26年1月31日

(4) 履行場所 埼玉県立がんセンター新病院 北足立郡伊奈町小室771-1番地ほか

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送(書留郵便に限る)又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団 排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置 を受けていない者であること。
- (4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の販売」についてA等級に格付けされた者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 山崎・權田 (ごんだ) 電話048-830-5985 (直通) ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料(提案書) の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県伊奈町小室818

埼玉県立がんセンター 医事・経営担当 黒沼 電話048-722-1111 ファクシミリ048-722-1129

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(4) 入札説明会

なし。

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月8日(木)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月7日(水)午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年8月8日 (木) 午前10時10分 開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率(100分の5以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成 14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第 2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成 25年7月19日(金)午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札 参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、 それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の 特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当 する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年7月19日(金)午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者

に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Physiological Inspection and Inspection General Reception System, 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 a.m., August 8, 2013 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., August 7, 2013)
- (3) Contact Infomation:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5985

雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定に基づき、

普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十五年六月二十五日

埼玉県病害虫防除所長 相 崎 万裕美

平成25年 4月分

				:	検	查	の	概	要		
肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称		分	析	結	果		保証票		
				項	目			指摘事項	の検査	の検査	
米ぬか油かす及びそ	ボーソー油脂株式会社										
の粉末	株式会社岡安商店	2.0 抽出米ぬか油かす粉末	主成分-TN、	TP,	ТК						

注 1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料 1 点に ついて検査した結果である。

- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量

雑報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)

概要を次のとおり公表する。 第五十六条第七項の規定により、 平成二十五年四月に収去した飼料等の試験結果の

平成二十五年六月二十五日

埼玉県病害虫防除所長 相 崎 万裕美

1.安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収 去 場 所	飼料又は飼料 添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製 造 (輸入) 年 月	試験項目	違反の有無及び 違反の内容
三幾飼料工業株式会社 埼玉県草加市	H25.4.16 三幾飼料工業株式会社草 加工場 埼玉県草加市	魚粉	60%フィッシュミール	25. 4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
ムサシ油脂株式会社 埼玉県日高市	H25.4.17 埼玉県日高市	脱脂糠	脱脂糠	25. 4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	H25.4.18 三和農工株式会社 埼玉県本庄市	肉豚肥育用配 合飼料	マルサン肉豚用大麦ミートン配合飼料	25. 4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	子豚育成用配 合飼料	マルサン子豚用AP配合飼料	25. 4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
株式会社鈴栄商事本社工場 千葉県銚子市	同上	魚粉	65%フィッシュミール	25. 4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
日本飼料株式会社 東京都港区			とうもろこし	25. 4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
株式会社岡安商店 埼玉県越谷市	H25.4.23 埼玉県越谷市	脱脂糠	脱脂糠	25. 4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

⁽注)1.飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

					試		験	結	身	₽ F	の	概		要		
製造事業場等の名称及び所在地		飼料の名称	製 造 (輸入) 年 月	粗たん 白 質 %	粗脂肪%	አ ሆኑታል %	リン%	粗繊維 %			小浴性 安 表	ペプシン 消化率 %	1 D N	M E kcal/kg	その他 の検査	違反の内容
	H25.4.16 三幾飼料工業㈱ 草加工場 埼玉県草加市	60%フィッシュ ミール	25. 4	60.0 以上	12.0 以下				23.0 以下						-	

				63.2	7.4	2.86	2.87	0.0	19.9													
ムサシ油脂株式会社 埼玉県日高市	H25. 4.17 ムサシ油脂㈱ 埼玉県日高市	脱脂糠	25. 4	18.6	1.4	0.06	2.81	8.6	11.9			 -										
三和農工株式会社	H25.4.18 三和農工株式会	マルサン肉豚用大麦ミートン配合飼料					25. 4	13.5 以上	2.5 以上	0.45 以上	0.35 以上	5.0 以下	6.0 以下			 						
埼玉県本庄市	県本庄市 社 埼玉県本庄市		25. 4	15.0	2.7	0.64	0.49	1.8	3.8													
同上同上	同上	マルサン子豚用 A P配合飼料	25. 4	13.5 以上	3.5 以上	0.45 以上	0.35 以上	4.0 以下	6.5 以下			_										
	四工			15.4	4.5	0.65	0.51	1.9	3.9			-										
株式会社鈴栄商事本社工場	同上	65%フィッシュ ミール		25. 4	65.0 以上					20.0 以下												
千葉県銚子市	1017			ミール	25. 4	65.9	9.8	2.17	2.87	0.0	17.6			-								
日本飼料株式会社東京都港区				同上	E L				1, 5 + 7 - 1	1.7.4.71	1.547-1											
東京都港区 同上	四土	とうもろこし	25. 4	7.7	3.2	0.01	0.24	1.3	1.2			-										
	H25. 4.23	R商店 脱脂糠	25 4																			
	㈱岡安商店 埼玉県越谷市		25. 4	18.6	3.4	0.05	2.66	7.8	11.4			 										

- (注)1.飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 - 2.試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。